

第18回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事次第

日時：2021年（令和3年）5月7日（金）17:00～
場所：福山市役所6階 60会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 国・県の状況について
- (2) 本市の感染状況について
- (3) 広島県の感染拡大防止集中対策について

3 協議事項

- (1) 本市の緊急対処について
- (2) その他

4 閉 会

2 報告事項

(1) 国・県の状況について

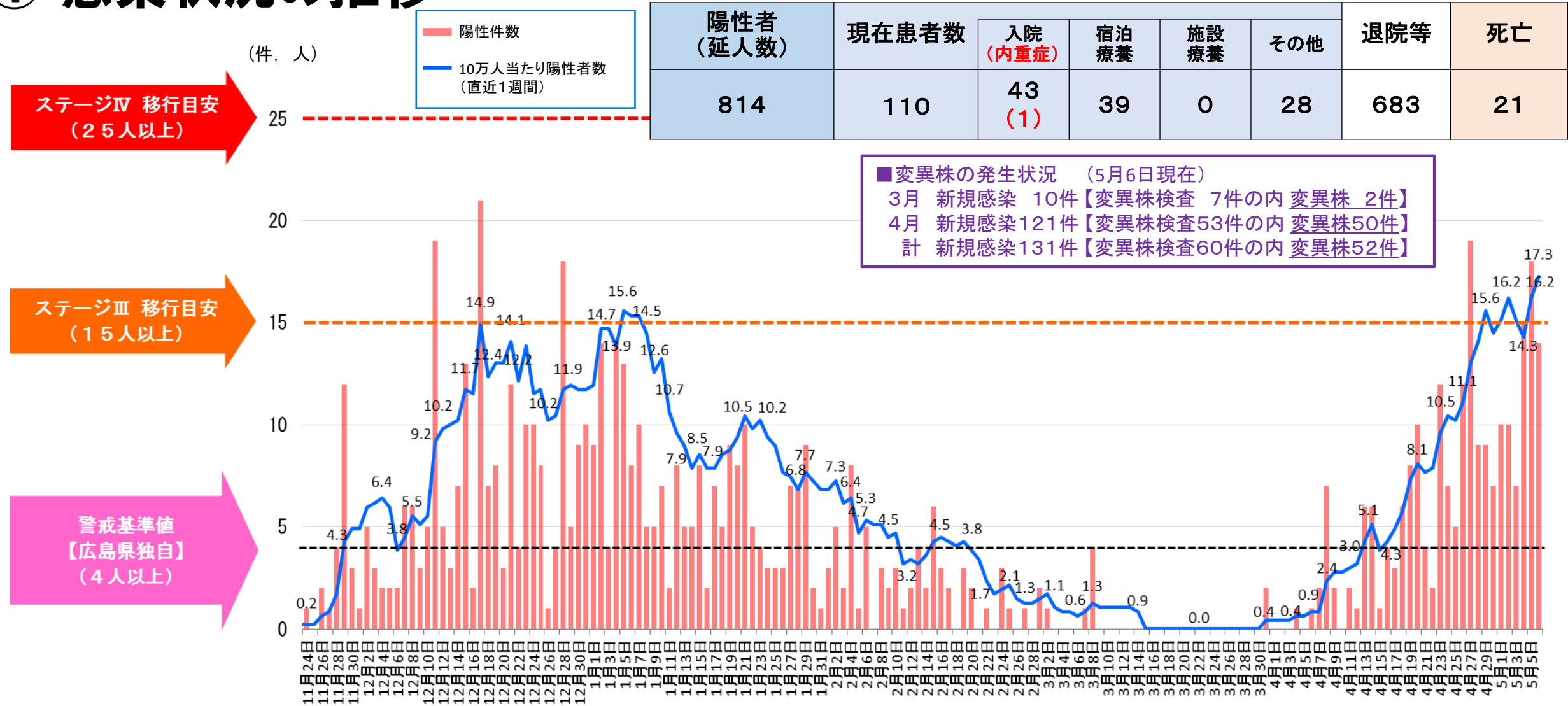
■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2月1日施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～4/23 第62回）
- 2月16日 第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請（3月10日 継続要請）
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行
（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回）
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 7月3日 新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
- 7月6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
（～2/25 第25回（令和2年度）, ～4/27 第3回（令和3年度））
- 11月1日 国際的な人の往来の再開
- 12月8日 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定
- 1月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（2回目）
対象期間：1月8日から2月7日まで
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 1月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（7府県を追加）
対象区域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
- 2月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更（栃木県を解除）
対象期間：1月8日から3月7日まで
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、
大阪府、兵庫県、福岡県
- 2月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（6府県を解除）
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 3月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
対象期間：1月8日から3月21日まで
- 3月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 4月1日 まん延防止等重点措置
対象期間：4月5日から5月5日まで
対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
- 4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4月12日から5月5日まで
対象区域：京都府、沖縄県
- 4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4月12日から5月11日まで
対象区域：東京都
- 4月16日 まん延防止等重点措置
対象期間：4月20日から5月11日まで
対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
- 4月23日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（3回目）
対象期間：4月25日から5月11日まで
対象区域：東京都、大阪府、兵庫県、京都府
まん延防止等重点措置
対象期間：4月25日から5月11日まで
対象区域：愛媛県（追加）

■ 県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～5/7 第35回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認（5月6日現在 計6,491例の感染を確認）
- 3月26日 特措法に基づく県対策本部の設置
- 4月13日 広島県感染拡大警戒宣言
- 4月14日 県立学校の臨時休業を決定（期間：4月16日から5月6日まで）
- 4月18日 広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5月6日まで）
- 4月27日 県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5月31日まで）
- 5月5日 広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5月31日まで）
- 5月11日 広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
- 5月15日 広島県の対処方針制定（最終改正：2月17日）
- 11月13日 「早期の医療受診」の勧奨、「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信
- 12月11日 「新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：12月12日から1月3日まで）
- 12月25日 「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等を決定（実施期間：1月17日まで）
- 1月14日 「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：1月8日から2月7日まで）
- 2月4日 「第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：2月8日から2月21日まで）
- 4月19日 警戒レベルステージ2へ引き上げ
- 5月7日 警戒レベルステージ3へ引き上げ
「新型コロナ感染防止集中対策」決定（実施期間：5月8日から6月1日まで）

① 感染状況の推移



※警戒基準値…行動制限が必要となるステージⅢに至らないよう早期の対策を講じるための「めやす」（広島県独自）

※ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

※ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

② ステージ移行の目安 (2021年(令和3年)5月6日現在)

※表中の表記
 ホ…宿泊療養施設部屋数
 病…医療機関病床数

	指 標			広島県	福山市
	警戒基準値 【広島県独自】 ステージⅢに移行 しないための目安	ステージⅢ への移行の目安	ステージⅣ への移行の目安	※ 5/6 公表 (5/7 5:17 県HPより)	※ 5/6 時点 (5/7 13:30 更新)
①病床ひっ迫具合 ※①-1かつ①-2 ①-1 最大確保病床の占有 率 (ピーク時の確保計画値) ア 病床全体 イ 重症者用病床	1/5以上	1/5以上	1/2以上	ア 44.5% (534 /病 500 +ホ 700) 入院病床のみ 40.6% (203 / 500)	ア 52.6% (82 /病 72 +ホ 84) 入院病床のみ 59.7% (43 /病 72)
①-2 現時点の確保病床数 の占有率 ア 病床全体 イ 重症者用病床	1/5以上	1/4以上	1/2以上	ア 51.8% (534 /病 483 +ホ 547) 入院病床のみ 42.0% (203 / 483)	ア 52.6% (82 /病 72 +ホ 84) 入院病床のみ 59.7% (43 /病 72)
②療養者数 人口10万人当たりの全療養者 数(入院, 自宅・宿泊療養)	6人以上	15人以上	25人以上	23.48 人 (660 / 28.11) 全療養者数	23.45 人 (110 / 4.69) 全療養者数
③PCR陽性率		10%以上	10%以上	1.3% 7日間平均 (4/23 ~4/29)	8.5% (81 / 955) 7日間平均 (4/30 ~5/6) ※医療機関検査の陰性分は含まない 行政検査のみ 2.8% (26 / 930)
④新規報告者数 直近1週間の10万人当たりの 感染者数	4人以上	15人以上	25人以上	20.56 人 7日間実績 (4/30 ~ 5/6) (578 / 28.11)	17.27 人 7日間実績 (4/30 ~ 5/6) (81 / 4.69)
⑤直近1週間の先週比較	先週より多い	先週より多い	先週より多い	先週より多い 今週 578 人 (4/30 ~ 5/6) 先週 342 人 (4/23 ~ 4/29)	先週より多い 今週 81 人 (4/30 ~ 5/6) 先週 73 人 (4/23 ~ 4/29)
⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	50%以上	34.3% 7日間平均 (4/30 ~ 5/6)	29.6% 7日間平均 (4/30 ~ 5/6)

※ 先週との増減
を矢印で表示



(3) 広島県の感染拡大防止集中対策について

令和3年5月7日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

新型コロナ感染拡大防止集中対策について

1 趣旨

本県では、3月下旬から感染者の新規報告者数(直近1週間の10万人当たり)が漸増傾向(拡大の兆候)となつて以降、昨年12月初旬と同様に感染拡大が続いている。

全国の状況を見ると、4月23日には3回目の「緊急事態宣言(4都府県)」が発出されたほか、7県において「まん延防止等重点措置」が実施され、更にいくつかの県が当該重点措置の適用を要請するなど、感染状況は悪化してきている。

本県の現時点における感染状況はステージⅢとなり、新規報告者数の動向などを見た場合、広島市はステージⅣ相当であり、福山市は感染状況が悪化し厳しい状況が続いている。このままでは県全域に感染が拡大していく恐れがある。(令和3年5月6日までの1週間の新規報告者数 全県:20.6人、広島市:30.5人、福山市:16.2人)

発生事例の分析からは、新規報告者数の6割程度が広島市、50歳代までが全体の8割を占めている。また、推定感染経路では、家庭に続き飲食の場(特に広島市中区の繁華街と関連のあるケース)や職場の割合が多く、学校におけるクラスター発生も見られており、より若い世代への感染の広がりも懸念される。

専門家からは、人流をしっかりと広く抑え、人と人との接触による感染の連鎖を遮断する強い措置を講じていくこと、広島市の中心部の繁華街では4月以降継続して陽性者の発生が認められ、営業時間の短縮等の対策が必要であることのほか、県民に対する感染防止対策の徹底、症状がある場合の早期受診と療養及び積極的疫学調査への協力の呼びかけなどの意見がなされている。

大型連休後の感染拡大の恐れがあること、全国的に変異株が流行の主流となり重症者や死亡者も増えてきていることは大きな脅威であること、感染が拡大すればするほどその収束には長い時間とより強い対策が必要となることから、現在取り組んでいる「PCR検査集中実施」と合わせ、警戒基準値を下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 集中対策期間

令和3年5月8日(土)～6月1日(火)の25日間

3 営業時間の短縮要請等（施設の使用制限等）

(1) 飲食店等に対する要請 ※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項

地域的に感染を抑え込み，県全域への感染拡大を防止すること，マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し，そうしたリスクが高くなると考えられる飲食店等に対して，営業時間の短縮等を要請する。

要請内容	広島市中心部（※）の酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（5時から20時までとする。ただし，酒類の提供は11時から19時までとする。）
要請期間	別に決定する期間（※）
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち，酒類を提供する店舗（居酒屋，バー，カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。
協力支援金の支給	全期間，時間短縮（休業を含む）の要請に応じた場合のみ，別に決定する協力支援金を支給（※）

※要請の対象地域，期間及び協力支援金については，別紙のとおり。

なお，県は，時間短縮要請等の実効性の担保，業種別ガイドラインの遵守の徹底のため，関係機関と連携して，飲食店等に対して見回り活動，路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また，「まん延防止等重点措置」の適用となった場合，感染状況に応じてまん延防止等の措置の要請（法第 31 条の 6 第 1 項），要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項），要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項）などを必要に応じて行う。

(2) (1) 以外の施設に対する働きかけ【広島市・福山市】

施設に人が集まることによる人流を抑制し，人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ，次の施設について営業時間の短縮等の働きかけを行う。

施設	働きかけの内容
運動施設，遊技場	営業時間の短縮（5時から20時までとする。） 次の4による要請（人数上限5,000人かつ収容率要件以内）
劇場，観覧場，映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂，展示場	
博物館，美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	営業時間の短縮（5時から20時までとする。）
遊興施設（食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗を除く。）	
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）	施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
上記のうち，大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）	

※具体的な条件については，国の事務連絡によるものとする。

4 イベント等の開催要件【県全域】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、対処方針という。）の5（1）「イベントの開催条件」について、集中対策期間中、次のとおりとする。

- ・5月8日から11日までを周知期間とし、5月12日以降のイベントについては、人数上限を「5,000人」とする。（収容定員に収容率を適用した人数と5,000人のいずれか少ない方とする。）併せて、20時以降の営業時間短縮等を働きかける。

※5月11日までの間にチケットが販売されたイベントについては、適用しない。

- ・全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施すること。

収容率		人数上限
<u>歓声・声援等が想定されないもの</u> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	<u>歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	5,000人
100%以内 (収容定員がない場合は適切な間隔)	50%以内 (収容定員がない場合は十分な間隔)	
・変異株の流行を踏まえ、イベント主催者等に対してマスク常時着用、消毒、十分な換気、3密の回避など感染防止対策の徹底とガイドライン遵守の要請 ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ		

※無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象としない。

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

5 県民、事業者への要請

対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、対策期間中は、これら感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に20時以降の外出は更に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

※日常生活上必要な場合の例

医療機関への通院，食料・医薬品・生活必需品の買い出し，必要な出勤・通学，自宅近隣における屋外での運動や散歩など，生活や健康の維持のため必要なもの

イ 職場への出勤等

徒歩・自転車通勤，時差出勤などを促し，通勤時の人との接触を減らすこと。

Web 会議やテレワークの活用により，事務所や事業所ごとの出勤者の割合を 7 割削減することを目標とし実施すること。また，テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では，執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を 7 割削減することを目標とし実施すること。

住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ，事業の継続に必要な場合を除き，20 時以降の勤務を抑制すること。

ただし，社会機能維持に従事している者については，この限りでない。

(2) 職場内における感染防止対策の強化

3 密の回避や感染防止のため，以下も参考に取り組むこと。

- ・ 感染症対策担当者の選任
- ・ 昼食や休憩時間の分散
- ・ 執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・ 換気，加湿の徹底（実施したこと，測定したことなどの記録）
- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

(3) 飲食店の利用と感染予防

同居する家族以外での会食等は控えること。

会食等を行う場合には，アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また，「広島コロナお知らせQR」の利用のほか，飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

3（1）による要請に係る営業時間以外の時間に，当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。（「まん延防止等重点措置」の適用となった場合，法第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請事項）

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。

(4) 他地域への移動の自粛

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は，最大限，自粛すること。

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や，直近 7 日間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15 人以上の自治体）から及び同地域への往来については，慎重に判断すること。

また、広島市及び福山市との往来については、最大限、自粛すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(5) 誹謗中傷や差別の禁止

新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるような冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

(6) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

広島市の感染状況はステージⅣ相当にあることから、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

6 集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・積極的疫学調査の徹底
- ・PCR検査の集中実施

(2) クラスター対策

県内では、医療機関や高齢者施設等のほか、学校においてもクラスターが発生していることから、クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、対策を強化する。

- ・医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の強化
- ・「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導 など
- ・大学や学校への要請

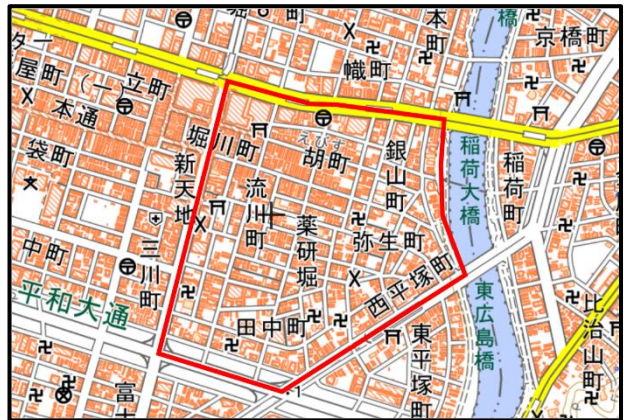
学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食等の注意喚起
寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

飲食店等に対する時間短縮の要請対象エリア等について

1 対象エリア

広島市中区のうち以下のエリア

- 胡町 1丁目～5丁目
- 堀川町 1丁目～4丁目
- 三川町 1丁目・8丁目・9丁目
- 新天地 1丁目・6丁目・7丁目
- 流川町・薬研堀・銀山町・弥生町・田中町・西平塚町の全てのエリア



(出展：国土地理院の地理院地図)

2 期間及び協力支援金の概要

(1) 概要

要請期間	○ 令和3年5月12日(水)～6月1日(火)(21日間)
対象者	○ 酒類を提供する飲食店等(食品衛生法の飲食店営業(「1類」または「3類」)の許可を受けている店舗)
支援金対象要件	○ 営業時間を20時までに短縮(酒類提供は19時まで)又は休業 ○ 「広島積極ガード店」, 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を必須とする
支援金支給区分	○ 営業時間短縮又は休業, 従事者のPCR検査受検の有無で4区分
支援金支給額	○ 中小企業: 売上高に応じて, 1店舗あたり1日1.5～7.5万円 ○ 大企業: 売上高減少額に応じて, 1日最大20万円(中小企業も選択可能)

(2) 支給区分

【中小企業】

(単位: 万円)

時短		休業	
PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有
1.5～4.5/日	2.0～6.0/日	2.0～6.0/日	2.5～7.5/日
31.5～94.5/21日	42.0～126.0/21日	42.0～126.0/21日	52.5～157.5/21日

【大企業】

(単位: 万円)

時短		休業	
PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有
最大10/日	最大15/日	最大15/日	最大20/日
最大210/21日	最大315/21日	最大315/21日	最大420/21日

3 協議事項

(1) 本市の緊急対処について

- 新型コロナウイルス感染防止緊急対処について
期間：5月7日（金）から6月6日（日）

- 公共施設の利用について

新型コロナウイルス感染防止緊急対処について

1 趣旨

本市は、現在、4月28日に発出した「GWにおける感染対策防止について」により、「感染拡大地域への往来の自粛」「会食時の留意事項」「積極的なPCR検査の受検」について4月29日～5月16日の間で市民の皆様をお願いしているところです。

こうした中、広島県における感染状況は、ステージⅢとなり、本市においても感染が継続的に確認され、病床や宿泊療養施設が逼迫しつつあると捉えており、さらなる対策強化が必要な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、緊急対処の具体について定め、集中的な感染拡大対策に取り組むものです。

2 緊急対処期間

5月7日（金）から6月6日（日）

3 公共施設等の利用について

- (1) 地域のサークル活動、交流会、スポーツ活動、学習会等の活動における施設の利用自粛
- (2) 文化施設等における入場制限
- (3) 大型遊具の使用禁止

※ 施設ごとの詳細については、別紙「公共施設の利用について」をご覧ください。

4 イベント等の開催について

- (1) リーデンローズ等で開催する市主催の事業については、入場者を50%以内に制限
- (2) 福山ばら祭2021
人が集まるイベントを中止し、オンラインのみの開催
- (3) 災害対応訓練（5月27日予定）の規模縮小
市職員のみで図上訓練

5 地域への啓発活動

- (1) 消防団の取組
金曜日は夜間、土曜日又は日曜日は日中、週2回実施予定
- (2) 商店街組合による啓発活動
 - ・手指消毒設備の設置、マスクの着用等基本的な感染対策の実施
 - ・従業員の体調管理、積極的なPCR検査の受検
 - ・休憩時間等の交流を極力控える
 - ・来店者への感染防止対策の呼びかけ
 - ・eラーニングの受講

＜市民・事業者の皆様へ＞

広島県の集中対策に基づき、次の事項についてご協力をお願いします。

1 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、次の事項を要請する。

(1) 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と外出している時間を半分にすること。特に20時以降の外出は更に削減すること。

(2) 職場への出勤等

Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を7割削減することを目標とし実施すること。また、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

2 職場内における感染防止対策の強化

- ・感染症対策担当者の選任
- ・昼食や休憩時間の分散
- ・執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・換気、加湿の徹底
- ・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

3 飲食店の利用と感染予防

- ・同居する家族以外での会食等は控えること
- ・会食等を行う場合には、積極ガード取組店舗を利用すること
- ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を控えること

4 他地域への移動の自粛

「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」が実施されている都道府県や地域との往来は、最大限、自粛すること。

感染拡大地域はもとより他の地域への往来については、慎重に判断すること。

また、広島市との往来については、最大限、自粛すること。

なお、通勤・通学や医療機関の受診を制限するものではない。

5 誹謗中傷や差別の禁止

新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるような冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別をしないこと。

公共施設の利用について

福山市の公共施設における5月7日～6月6日までの対応は、次のとおりです。

○基本的な方向性

- ・貸館については、6月6日までの利用の自粛をお願いします。
- ・6月7日以降の予約受付は行いますが、状況により自粛要請を行う場合があります。
- ・20時以降開館している施設については、5月8日から開館時間を20時までに短縮します。ただし、既に20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は使用を認めます。

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等
文化 関連 施設	1	菅茶山記念館	利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑状況により、入場を制限。
	2	神辺歴史民俗資料館		
	3	松永はきもの資料館		
	4	鞆の浦歴史民俗資料館		
	5	鞆の津の商家		
	6	あしな文化財センター		
	7	しんいち歴史民俗博物館		
	8	ふくやま美術館		
	9	ふくやま書道美術館		
	10	ふくやま文学館		
	11	ぬまくま文化館		
	12	福寿会館		
	13	ふくやま芸術文化ホール		
	14	神辺文化会館		
	15	沼隈サンパル		<ul style="list-style-type: none"> ・新規の貸館予約：利用の自粛を要請 ・既存の貸館予約：利用の自粛を要請（使用料全額還付あり）。ただし、利用する場合は大声あり収容率50%、大声なし収容率100%
	16	福山城博物館		
	17	福山城（湯殿・月見櫓）		※現在、リニューアル・耐震工事のため休館中
運動 関連 施設	18	エフピコアリーナふくやま（総合体育館）	利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の予約：利用の自粛要請 ・既存の予約：利用の自粛要請（使用料全額還付あり）
	19	福山通運ローズアリーナ（緑町公園屋内競技場）		
	20	松永健康スポーツセンター		
	21	水上スポーツセンター		
	22	沼隈体育館		
	23	新市スポーツセンター		
	24	障害者体育センター		
	25	takao+ばらの街アレナ神辺（神辺体育館）		
	26	福山通運ローズスタジアム（竹ヶ端運動公園陸上競技場）		
	27	エブリイ福山市民球場（竹ヶ端運動公園野球場）		
	28	神辺テニスセンター		
	29	福山テニスセンター		
	30	沼隈体育センター		
	31	グラウンドゴルフ場（加茂町）		
32	その他スポーツ施設			
福祉 関連 施設	33	老人福祉センター（5施設）	利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・新規予約は自粛依頼 ・既予約は利用の自粛依頼
	34	ふれあいプラザ（32施設）		
	35	内海高齢者コミュニティセンター	利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・新規予約は自粛依頼 ・既予約は利用の自粛依頼 ・感染予防対策を講じて利用
	36	すこやかセンター	利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・水浴訓練室は利用人数制限（15人程度の制限） ・貸館の新規予約は自粛依頼 ・既予約は利用の自粛依頼
	37	駅家福祉センター 加茂福祉会館		

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等
社会教育・社会体育関連	38	まなびの館ローズコム	利用制限	・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)
	39	市立小中学校等体育館		・新規予約は中止 ・既予約者には,利用の中止又は延期を要請
	40	市立小中学校等グラウンド		・新規予約は中止 ・既予約者には,利用の中止又は延期を要請
	41	図書館(7施設)		・短時間(1時間以内)の館内利用は可 ただし,閲覧席,インターネット・ 蔵書検索端末等は利用中止
	42	歴史資料室		市史等電話予約販売のみ利用可
市民センター等	43	西部市民センター	利用制限	・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)
	44	北部市民センター		
	45	東部市民センター		
	46	かななべ市民交流センター		
	47	ぬまくま市民交流センター		
	48	しんいち市民交流センター		
49	うつみ市民交流センター	・温浴プールは利用中止 ・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)		
50	市民参画センター	・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)		
51	公民館・交流館(79施設) コミュニティセンター・館(17施設)	利用制限	・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請	
その他	52	えほんの国	利用制限	えほんの国及び子育て応援センターのプレールームの利用制限 相談や申請等は実施(電話で可能なものは電話で)
	53	リサイクルプラザ	利用制限	大型遊具の使用禁止 ecoちゃれんじ講座の中止
	54	人権平和資料館	利用制限	・混雑状況により,入場を制限。
	55	ふれ愛ランド	利用制限	・新規の予約:利用の自粛要請 ・既存の予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)
	56	市立動物園	利用制限	爬虫類館の閉館,混雑時の入場制限
	57	平家谷椿園	利用制限	※現在,開園時期外につき閉鎖中
	58	山野峡自然公園(キャンプ場)	利用制限	・新規の団体予約の中止
	59	仙酔島(キャンプ場)		
	60	クレセントビーチ海浜公園キャンプ場	利用制限	・新規の団体予約の中止
	61	園芸センター	通常	
	62	本郷憩いの森(キャンプ場)	利用制限	・新規の団体予約の中止
	63	喫茶SHION(市営渡船2階)	通常	通常営業
	64	福山メモリアルパーク	利用制限	看板及び園内放送による 感染防止の呼びかけ(周知・啓発)
	65	内海多目的集会所	利用制限	貸館の新規予約は中止
66	内海ふれあいホール	利用制限	新規予約及び既存予約の利用自粛依頼	
67	あしだ交流館	利用制限	新規予約及び既存予約の利用自粛依頼	

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等
その □ の □ 他	68	人権交流センター	利用制限	・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請
	69	ぬまくま交流館		・新規の貸館予約:利用の自粛要請 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)
	70	内海フィッシャリーナ(貸館業務)	利用制限	新規予約は自粛又は延期の要請 使用も自粛又は延期の要請
	71	福山ファミリーパークキャンプ場	利用制限	グループでの使用は禁止 ※家族の使用は可
	72	福山ファミリーパーク(公園部分)	利用制限	大型遊具の使用禁止
	73	エフピコアリーナふくやま (総合体育館公園大型遊具)	利用制限	大型遊具の使用禁止
	74	富谷公園(大型遊具)	利用制限	大型遊具の使用禁止
	75	芦田川かわまち広場	利用制限	看板及び見回りによる 感染防止の周知・啓発
76	環境関連施設(ごみの受入)	通常		